

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月4日
【会社名】	株式会社NEW ART
【英訳名】	NEW ART Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 白石 幸生
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目6番3号
【電話番号】	(03)3567-8091(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松橋 英一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目15番2号
【電話番号】	(03)3567-8091
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松橋 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線__は、変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社シーマと称し、英文ではCIMA Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ニューアートと称し、英文ではNEW ART Co., Ltd.と表示する。</p> <p>附則</p> <p>第1条(商号)の変更は、平成28年7月1日から実施する。なお、本附則は第1条の変更の効力発生後、削除されるものとする。</p>

第1号議案の修正動議

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線__は、変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社シーマと称し、英文ではCIMA Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社NEW ARTと称し、英文ではNEW ART Co., Ltd.と表示する。</p> <p>附則</p> <p>第1条(商号)の変更は、平成28年7月1日から実施する。なお、本附則は第1条の変更の効力発生後、削除されるものとする。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

白石幸生、白石哲也、松橋英一、泉拓磨、高橋宗潤、ジャン・ポール・トルコウスキー、リオール・クンスラー、原大輔、御船真由子および石田祐子の10名を取締役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

(出席株主および議決権の数)

総株主の議決権の数 3,321,122個
議決権を行使できる株主 20,580名
出席株主の議決権の数 2,043,365個(議決権事前行使を含む)
出席株主数 3,984人(議決権事前行使を含む)
当日出席株主の議決権の数 1,494,800個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の場合）
第1号議案 定款一部変更の件の修正動議	1,454,800	-（注2）	0	（注1）	（注3） 可決（97.32%）
第2号議案 取締役10名選任の件				（注4）	
白石 幸生	2,011,204	20,920	0		可決（98.97%）
白石 哲也	2,011,734	20,390	0		可決（98.99%）
松橋 英一	2,011,261	20,863	0		可決（98.97%）
泉 拓磨	2,011,254	20,870	0		可決（98.97%）
高橋 宗潤	2,011,260	20,864	0		可決（98.97%）
原 大輔	2,011,248	20,876	0		可決（98.97%）
御船 真由子	2,010,505	21,619	0		可決（98.93%）
ジャン・ポール・トルコウスキー	2,007,265	24,859	0		可決（98.77%）
リオール・クスラー	2,000,271	31,853	0		可決（98.43%）
石田 祐子	2,010,422	21,702	0		可決（98.93%）

（注1） 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

（注2） 会社法上可決されることが明らかになったため、反対の議決権数は集計しておりません。

（注3） 修正動議が先に可決承認されたため、原案は否決されてものとみなし、採決しておりません。

（注4） 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の過半数の賛成によります。

（4） 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになっているため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上